

芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案		現 行
<p>付 則 (他の<u>法律</u>による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について、次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		<p>付 則 (他の<u>法令</u>による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について、次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>
傷病補償年金	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障</p>	<p>0.73</p>
傷病補償年金	<p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）</p>	<p>0.75</p>
	<p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」と</p>	<p>0.75</p>

改正案		現 行	
害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)		いう。)	
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。)	0.89
障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	0.73
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75	障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以	0.75	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88

改正案			現 行		
	下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）」				
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。))	0.89			
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74
	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。))	0.83		旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。))	0.88		旧国民年金法の障害年金	0.89
	旧船員保険法による障害年金	0.74		障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74		障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について傷害基礎年金が支給される場合を除く。))	0.83
	旧国民年金法による障害年金	0.89		障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。))	0.88
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下単に「遺族厚生年金等」という。))及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定によ	0.80	遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
				国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
				国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.90

改正案		現 行	
	る遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)		厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(以下単に「遺族厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84	
	遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	
	又は国民年金法による寡婦年金		遺族厚生年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80	遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80	
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.90	
2 休業補償の額は, 同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には, 当分の間, この条例の規定にかかわらず, この条例の規定による休業補償の額に, 同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ, 同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計		2 休業補償の額は, 同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には, 当分の間, この条例の規定にかかわらず, この条例の規定による休業補償の額に, 同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ, 同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計	

改正案		現 行	
額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。		額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。	
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	旧船員保険法の障害年金	0.75
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86	旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88	旧国民年金法の障害年金	0.89
旧船員保険法による障害年金	0.75	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
旧国民年金法による障害年金	0.89	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

芦屋市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

87-6

改正案	現 行						
<p>付 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる損害補償</u>の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該年金たる損害補償</u>の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる<u>当該法律による年金たる給付</u>の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>	<p>付 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補償</u>の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該損害補償</u>の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる<u>年金たる給付</u>の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="232 984 412 1390">1 傷病補償 年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</td> <td data-bbox="414 984 1108 1390">厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以上の災害に係るものを除く。) 元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及</td> <td data-bbox="1048 984 1108 1023">0.73</td> </tr> </table>	1 傷病補償 年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以上の災害に係るものを除く。) 元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及	0.73	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1128 984 1308 1390">傷病補償年金</td> <td data-bbox="1310 984 1868 1390">厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)</td> <td data-bbox="1942 984 2002 1023">0.73</td> </tr> </table>	傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)	0.73
1 傷病補償 年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以上の災害に係るものを除く。) 元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及	0.73					
傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)	0.73					

改正案			現 行		
	び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）				
2	傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金 0.82 （第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81）			
3	障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金 0.73	障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金	0.73
4	障害補償年金（第18条の2に規定する公務	障害厚生年金等及び障害基礎年金 0.82 （第1級又は第2級の障害等級に			

改正案			現 行		
上の災害に係るものに限る。)		該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81)			
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80	遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。）	0.80
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87			
2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補			2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由		

改正案			現行			
<p>償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>			<p>となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>			
1	傷病補償1	障害厚生年金等	0.86	傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	年金（第182	障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1	0.88		国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害により国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「国家公務員共済組合	0.88

改正案			現 行		
	<p>項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>			<p>法等」という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	
2	<p>傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>1 障害厚生年金等</p> <p>0.91 （第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）</p> <p>2 障害基礎年金等（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p> <p>（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91）</p>			
3	<p>障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>1 障害厚生年金等</p> <p>0.83</p> <p>2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p> <p>0.88</p>	<p>障害補償年金</p>	<p>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金</p> <p>0.83</p> <p>国民年金法の規定による障害基礎年金（当該</p> <p>0.88</p>	

改正案			現 行		
条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	つた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)			損害補償の事由となつた障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.89	遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
		(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、			国民年金法の規定による遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡により国家公
		0.88)			
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92			
	(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、				
	0.91)				
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	遺族厚生年金等	0.84			
	遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則	0.88			

改正案			現 行		
定する公務上の災害に係るものを除く。)	第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金，平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金，平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金			公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 遺族厚生年金等	0.89			
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92			
3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率			3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について、次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1		

改正案			現 行			
<p>を合計して得た率から1を控除した率) を乗じて得た額 (その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額 (当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、その合計額) を控除した残額を下回る場合には、当該残額) を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>			<p>を控除した率) を乗じて得た額 (その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額 (当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額) を控除した残額を下回る場合には、当該残額) を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>			
1	傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金 (以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75	傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金 (以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。)	0.75
		2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金 (以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金 (以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。)	0.75
		3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金 (以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金 (以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。)	0.89
	2 傷病補償年金(第18条の2)	1 旧船員保険法による障害年金 (第1級の)	0.83			

改正案			現 行		
に規定する公務上の災害に係るものに限る。)		傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)			
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)			
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)			
3 障害補償年金(第18条の2)	1 旧船員保険法による障害年金	0.74	障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74		旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74

改正案			現 行			
に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	3	旧国民年金法による障害年金	0.89		旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
4 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1	旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81, 第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)			
	2	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては			

改正案			現 行		
		0.81, 第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)			
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては, 0.92)			
5 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80	遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.90		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.90

改正案			現 行		
6 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87			
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87			
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.93			
4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、 <u>当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、</u> 当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる <u>法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。</u>			4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、 <u>当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、</u> 当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。		
(1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金			(1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金		
(2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金			(2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金		
5 <u>休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、</u> 当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、 <u>同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合に</u>			5 <u>休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、</u> 当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、 <u>第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、</u>		

改正案		現 行	
は、当該残額)を支給する。		その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。	
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73		
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86		
障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88		
6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、 <u>第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。</u>		6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、 <u>この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。</u>	
旧船員保険法による障害年金	0.75	旧船員保険法 <u>の規定</u> による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75	旧厚生年金保険法 <u>の規定</u> による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89	旧国民年金法 <u>の規定</u> による障害年金	0.89
7 (省略)		7 (省略)	

